

電気保安人材をめぐる課題に関する意見

電気保安協会全国連絡会

(1) 保安管理業務の受託に必要な電気主任技術者の実務経験年数関係

人材確保の観点から、6 ページの実務経験年数の見直しの方向性に賛同します。

なお、7～8 ページの研修項目と想定時間については、今後具体的に検討される際、実務に詳しい関係者の意見もお聞きいただけますようお願いいたします。

(2) デジタル技術(スマート保安技術)の導入を前提とした保安管理業務関係

電気保安水準を確保しつつ人材問題を解決するためにも、また、感染防止との両立のためにも、自家用電気工作物の保安管理についてスマート化の推進が不可欠と認識しています。

一方、自家用電気工作物の保安管理のスマート化を進めるにあたり、

- ① 設備や設置状況が多様であり、保守・点検の時期的・時間的制約が強くなっていること、
- ② 装置の取付け、データ取得のほか、費用面もお客様の了解をいただく必要があることや、特に医療機関での患者の生命にかかる設備の点検には一層の安全配慮が求められること、などの事情に対応できる必要があります。

官民協議会の活動にも積極的に参加させていただきますが、スマート保安推進のため、規制・制度の見直しや仕組みづくりについて、国による機動的・効果的な実行に期待します。

(3) 電気保安人材による災害時の対応関係

主任技術者不在時の代理対応(セカンドオプション)については、小委員会で会長から意見を申し上げますとおり、不測の事態に備えて代理対応のガイドラインが示されることは意義のあることと考えますが、災害時においても、設置者及び保安管理業務の本来の受託者が対応することが基本と考えます。人材・技術WGにおいて事務局から義務ではないとご回答をいただいているところですが、受ける側の余力の有無などによって個別案件毎に対応の可否を検討することについて配慮をお願いします。

以上

新型コロナウイルス感染症を受けた保安管理業務に係る対応について

緊急事態宣言の発令によって、お客様の要請により点検見合わせや一部点検内容に変更はあったものの、保安管理業務は電気保安という国民生活に不可欠なサービスを提供する事業のひとつであることから、各電気保安協会は基本的に従来どおり業務を継続した。

(1) 定期点検の状況

- ① 主に病院や老人ホーム等の福祉施設関連のお客様から点検見合わせ、点検範囲の縮小、建物内への出入り禁止の要請があった。
- ② 点検範囲を縮小したケースでも、お客様と相談し、点検可能な範囲で実施した。

(2) 点検見合わせ等に伴い講じた措置等

- ① お客様から点検を一定期間見合わせてほしい等の要請があった場合は、当該期間中は電話での問診や絶縁監視装置による常時監視にて対応した。
- ② 結果は点検報告書に記録し、お客様へ報告した。

(3) その他

点検見合わせ等に伴う事故・トラブルはなく、また、事故応動には支障はなかった。

【参考】定期調査業務への影響

電気保安協会は、登録調査機関として、電力会社から委託されて4年に1回の頻度で一般家庭等の電気安全点検を実施しているが、緊急事態宣言期間中は一般家庭等への訪問を見合わせ、実施を延期した。

延期した定期調査については、屋外からの点検を主として行うなど、お客様に配慮しつつ、年度内に実施できる見込み。

以上